0 眀 細 書 は、 申告書と一 緒 に提 띮 し てくださ

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

(平成 年分) 氏

提

出

用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

機能保護機能計算するために使用します。 詳しくは、『**住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ**』を読んでください。 なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成26年3月31日以前に居 住の用に供した方のための『**住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書**』を、平成28年4月1日以後に居住 の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年4月1日以後に居住の用に供した方のための『**住宅特定** 改修特別税額控除額の計算明細書』又は『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明 細書』を使用してください。

4の⑪から⑬のいずれかに該当する方の場合は、⑥又は⑯の金額が50万円を超えるときにこの控 (注) 除を受けることができます。

4の⑪から⑬のいずれにも該当しない方の場合は、⑥の金額が50万円を超えるときにこの控除を 受けることができます。

共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

分

				_									
	リガナ	-								フリ	ガナ		
H	: 名	<u> </u>								氏	名		
2	改修	₹ ‡	事を	した	家屋	とに依	系る	事項					「太陽光発電設備設置工事をした場合には 「増改築等工事証明書」の「太陽光発電
居		開	始	年	 月	日	(1)	平成	年	J	1	日	備の型式」欄にその型式が証明されてい

一般断熱改修工事等に係る事項

なたの共有持

太陽光発電設備設置工事の有無 ※該当する方を〇で囲んでください。	3	有・無
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	4	— P
交付を受ける補助金等の合計額	5	-
(④ - ⑤)※ 50万円を超える場合に限ります。	6	
⑥ 又は (⑥ × ②)	7	
一般断熱改修工事等 に係る断熱改修工事限度額	8	-
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	9	-
(9 × 10%)	10	(100円未満の端数切捨て)

設

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用 の額」欄の金額を転記してください。

「国又は地方公共団体等から交付を受ける補 助金等の合計額を書きます(平成23年6 月 30 日以後に改修工事に係る契約を締結 した場合に限ります。)。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当 該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事 限度額」欄の金額を転記してください。 なお、平成 26 年分については、高齢者等 居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に 係る部分を平成 26 年1月1日から同年3 月 31 日までの間にも居住の用に供してこ の控除を受ける場合、断熱改修工事限度額 は異なります。詳しくは、最寄りの税務署 にお尋ねください。

[⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の 金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が 限度となります。

高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上(同居親族の方の場合	11)	該当									
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	12	該当									
要介護認定又は要支援認定を受けてい	13	該当									
同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに	該当	する場合は、その方の氏名等を	書き	ます。	•						
氏名 () 続柄()							
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	14)	Ħ	-	該高齢者等居住	改修工	ま」の「3(3)①ア 当 事等に係る標準的な 転記してください。					
交付を受ける補助金等の合計額	15			「国又は地方公共	団体等	から交付を受ける補					
(⑭ - ⑮) ※ 50万円を超える場合に限ります。	16 事に係る契約を共団体から交付					月 29 日以前に改修工 た場合には、地方公 ける補助金等、居宅					
⑯ 又は (⑯ × ②)	17)			介護住宅改修費 の額の合計額を		ト護予防住宅改修費) す。					
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	18		—	該高齢者等居住	改修工	りょう (3)①エ 当 事等に係る改修工事 記してください。					
⑩と®のいずれか少ない方の金額	19			なお、平成 26 居住改修工事等	年分に 又は一	ついては、高齢者等 般断熱改修工事等に					
((19 × 10%)	20	(100円未満の端数切捨て)		月 31 目までの	間にも	1月1日から同年3 居住の用に供してこ 改修工事限度額は異					
5 住宅特定改修特別税額控除額											
住宅特定改修特別税額控除額 (⑩ + ⑳)	21)	Ħ	ПL			る場合には、®の金額 事限度額が限度とな					

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区

分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの 間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「**住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成 26 年 3 月 31 日以前** 居住用)」の②欄の金額との合計額を書きます

住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

の 用 紙 は

控 用 で す。 申 告に は

必ず

提

出 用 を使 ってください

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

(平成 年分) 氏

控

用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

機能性が観視を計算するために使用します。 詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。 なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成26年3月31日以前に居 住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成28年4月1日以後に居住 の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年4月1日以後に居住の用に供した方のための『住宅特定 改修特別税額控除額の計算明細書』又は『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明 細書』を使用してください。

4の⑪から⑬のいずれかに該当する方の場合は、⑥又は⑯の金額が50万円を超えるときにこの控 (注) 除を受けることができます。

4の⑪から⑬のいずれにも該当しない方の場合は、⑥の金額が50万円を超えるときにこの控除を 受けることができます。

共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ	フリ.	ガナ	
氏 名	氏	名	

改修工事をした家屋に係る事項 2

始 年 月 平成 年 月 日 の共 有 持 分 (2) ※ 共有の場合のみ書いて

一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 有 無 ※ 該当する方を○で囲んでください 般断熱改修工 事 4 的 費 交付を受ける補助金等の合計額 (5) (4 - 5)6 ※ 50万円を超える場合に限ります ⑥ 又は(⑥×2) 7 熱改修 断 Т. 8 に係る断熱改修工事限度額 ⑦と⑧のいずれか少ない方の金額 (9) (100円未満の端数切捨て) $(9 \times 10\%)$ 10

太陽光発電設備設置工事をした場合には、 「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設 備の型式」欄にその型式が証明されていま

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用 の額」欄の金額を転記してください。

[国又は地方公共団体等から交付を受ける補 助金等の合計額を書きます(平成23年6 月 30 日以後に改修工事に係る契約を締結 した場合に限ります。)。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事 限度額」欄の金額を転記してください。 なお、平成 26 年分については、高齢者等 居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に 係る部分を平成 26 年1月1日から同年3 月 31 日までの間にも居住の用に供してこ の控除を受ける場合、断熱改修工事限度額 は異なります。詳しくは、最寄りの税務署 にお尋ねください。

[⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の 金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が 限度となります。

®の金額が2以上ある場合には、®の金額 のうち最も高い改修工事限度額が限度とな

高齢者等居住改修工事等に係る事項

住宅特定改修特別税額控除額

(あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上(同居親族の方の場合	11)	該当								
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	12	該当								
要介護認定又は要支援認定を受けてい	13	該当								
同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。										
氏名 ()	続柄()		J		
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	14)			_		該高齢者等居住	改修工	まりの「3(3)①ア 当 事等に係る標準的な 転記してください。		
交付を受ける補助金等の合計額	15			-] [国又は地方公共	団体等	から交付を受ける補		
(⑭ - ⑮) ※ 50万円を超える場合に限ります。	16				\square	事に係る契約を	締結し	月 29 日以前に改修工 た場合には、地方公 ける補助金等、居宅		
⑯ 又は (⑯×②)	17)					介護住宅改修費 の額の合計額を		↑護予防住宅改修費) す。		
高齢者等居住改修工事等 に係る改修工事限度額	18			-	I 1	該高齢者等居住	改修工	りの「3(3)①エ 当 事 等に係る改修工事 記してください。		
⑩と⑱のいずれか少ない方の金額	19			-] ,	居住改修工事等	又は一	ついては、高齢者等 般断熱改修工事等に		
(19 × 10%)	20	(100円未満の端数切捨て	7)		月 31 日までの	間にも	1月1日から同年3 居住の用に供してこ 改修工事限度額は異		
5 住宅特定改修特別税額控除	額					なります。詳し 尋ねください。	くは、	最寄りの税務署にお		

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区

分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの 間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「**住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成 26 年 3 月 31 日以前** 居住用)」の②欄の金額との合計額を書きます

住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。